

平成21年11月26日

10月15日付け要請書の回答について

農林水産省

10月15日に頂戴致しました諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門に向けた要請書について下記のように回答致しますのでよろしくお願い致します。

記

【干拓農地の安心・安全な農業用水確保を求める要請について】

- 1 熊本市中部浄化センターでの実績や沖縄島尻地区での国営かんがい排水事業の計画を参考に、諫早中央浄化センターからの下水処理水の利用などについて、本件干拓農地のための本格的な代替農業用水確保工事の計画立案に着手すること
- 2 上記1に関しては、淡水化中止に伴い周辺地区を含めた代替農業用水確保が国営事業や県営事業で行われた中海の事例を参考に、本件干拓農地だけではなく、潮遊池の水等に依存している森山地区など本件干拓農地の周辺地区を含めた総合的な農業用水確保計画を策定すること
- 3 上記1及び2に関して、受益者である農業者に負担が生じないような措置を講じること
- 4 上記1が実現するまでの間、仮の代替農業用水確保の工事として、暫定ため池を設置するため、長崎県農業振興公社等と協議するなどして中央干拓地及び小江干拓地内又はそれらの背後地にため池設置の用地の確保を早急に確保し、実際の工事（送水管の工事に含む）に着手すること
- 5 上記4に早急に着手するために、中海の事例（中海では、昭和63年中に、農地保有合理化法人から無償貸与地上に、揖屋干拓地（203ha）で7.49ha（約3億3400万円）、安来干拓地（128ha）で6.55ha（約3億4100万円）の暫定ため池が設置されている）などを参考に、合理的に算出される暫定ため池の工事費用を予算に盛り込むこと

1～5について

開門調査の実施については、佐賀県や有明海の漁業者等を中心とする関係者は早期の実施を望んでおり、その一方で、長崎県や諫早湾周辺の地元住民

や農業者等は実施に反対しており、関係者の意見が分かれている状況です。

このため、開門調査を実施した場合の影響の把握や必要な対策について整理を進めているところです。農業用水の確保対策については、現在、開門調査により影響を受けると予測される新干拓地及び背後地において、揚水ポンプの設置状況や取水実態など農業用水の利用実態の把握を行うとともに、地下水や井戸等既存水源の利用可能量を把握しているところであり、これらの把握を行った上で、代替水源の対策について水質・水量、構造物の設置位置などを具体的に検討する必要があると考えています。

【背後地排水不良解消のための真の対策を求める要請について】

早期の開門を実施し、同時に、真の背後地排水不良対策を促進するため、排水機場の増設、樋門と排水路の整備を直ちに行っていただくことを要請します。

背後地の排水不良対策については、土地改良事業として早期に着手できるよう、関係部局と検討を進めています。

【再生事業の適正化を求める要請について】

- 1 再生事業の内、効果を得られる見通しのないものについては中止し、開門予算に振り返ること
- 2 今後、開門による有明海の再生を補完する新たな再生事業について、漁民と共に検討すること。たとえば、諫早湾干拓事業のため、諫早湾内において砂利を採取した海底跡地はタイラギ漁にとって重要な場所であったにもかかわらず埋め戻しが行われないうまま放置されているので、適正な埋め戻しについて検討するなど。
- 3 再生事業については、漁民救済のため、地元漁民に優先発注すること。その際の雇用について不公平、差別の内容に監視すること。

1について

有明海の環境変化の原因究明のための調査、漁場環境の改善のための調査、及び現地実証については、有明海沿岸4県の漁業関係者をはじめ、県、水産試験場、農林水産省等で構成する有明海漁場環境改善連絡協議会において、調査内容や現地実証について意見交換を行いながら進めており、地元にもご理解頂いている必要性の高い事業と考えています。

2について

現在、開門調査を実施した場合の影響の把握や必要な対策について整理を進めているところであり、関係者の意見も踏まえながら、今後の対応を考えてまいります。

3について

調査等の契約に当たっては、関係法令等により入札及び契約に係る手続きの厳格な取扱いを行うことが定められており、これに準拠して契約手続きを行うこととなります。